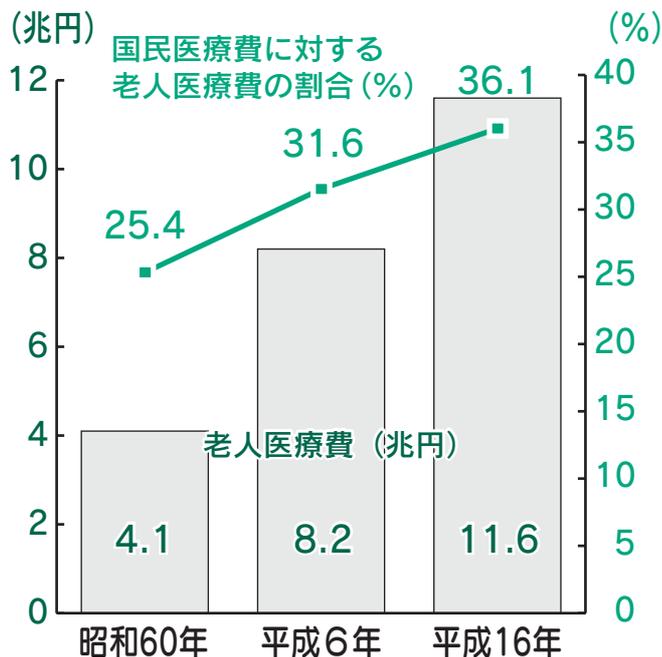


医療保険制度を続けていくため

昭和60年と平成16年を比較すると、老人医療費は約3倍に増えています。国民全体の医療費に対する老人医療費の割合も約11%増加。このままでは、医療保険制度の維持が難しくなってきました。



平成17年度国民1人当たりの医療費＝259,300円
同年度75歳以上の1人当たり医療費＝819,100円

急速な高齢化や増え続ける医療費に対応するため、長寿医療制度は誕生しました。この制度の主な特徴は、下記のとおりです。

●給付と財政運営を統一

今までは各医療保険に保険料を納め、給付は老人保健制度から行っていました。長寿医療制度は、より効率的な制度にするために、それぞれの保険制度ごとに異なっていた財政運営を、給付と統一しました

●保険料の平準化と、負担割合の明確化

被保険者全員が、所得に応じて保険料を負担します。また、74歳以下の働く世代の老人医療費に対する負担割合を明確にしたことにより、財源についてわかりやすくしました

●広域連合を中心とした体制に移行

運営主体は広域連合です。市町村は、その窓口となります



長寿医療制度は、なぜできたの？

これでわかる 長寿医療制度 のしくみ

三月三十一日の時点で、老人保健制度に加入していた市内在住の皆さんは二万三千八百八人。この皆さんのほとんどは、四月から「長寿医療制度（後期高齢者医療制度）」（以下「長寿医療制度」）に加入することになりました。長寿医療制度の対象は、七十五歳以上の皆さんと、埼玉県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」）から認定を受けた六十五歳以上の障害者の皆さんです。

この企画記事では、問い合わせの多かった内容や長寿医療制度の基本的な仕組みについて、ご説明します。

問い合わせ：医療助成課・TEL224-5842

埼玉県後期高齢者医療広域連合・TEL048-833-3222

* 5月末日現在の、長寿医療制度に関する説明です。今後変更される場合があります。



保険料は、いくらなの？

①均等割保険料42,530円+所得割保険料（前年所得－33万円）×7.96%

広域連合が定めた平成20年度・同21年度の均等割保険料は、年額42,530円。被保険者の前年所得に応じて決まる、所得割の保険料率は7.96%です。川越市では、長寿医療制度の保険料を7月中旬に発送する納付書でお知らせします。9月までは、納付書で納めます。

10月以降は、年額18万円以上の年金受給者で、同保険料と介護保険料の合計が年金の半分以下の方は、年金から天引きされます。それ以外の方は、納付書で納めます。

*** 保険料を確認したい方は、同一世帯の被保険者全員と世帯主の、平成19年の所得がわかる物を用意して、医療助成課にお尋ねください。**

●国民健康保険（国保）に加入していた、平均的な年金受給者で1人世帯の場合の例



1年間に支払う保険料の計算方法

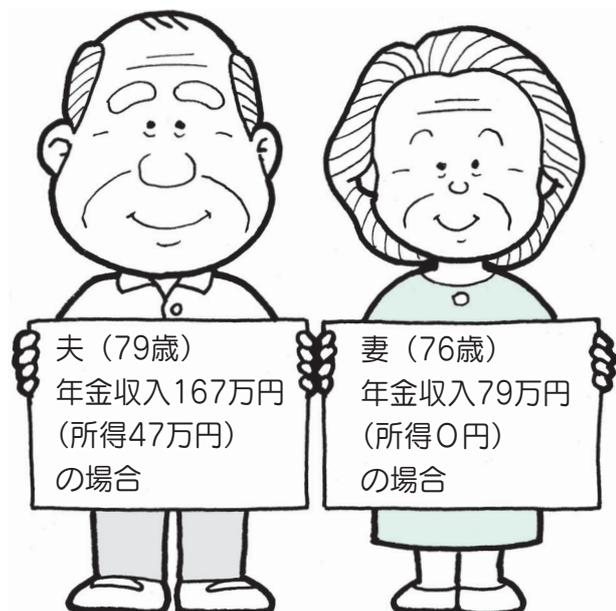
- ①均等割保険料
42,530円
- ②所得割保険料（10円未満切り捨て）
（250万円－公的年金控除120万円－基礎控除33万円）×所得割保険料率
7.96%=77,210円
- ①42,530円+②77,210円=119,740円
- 国保と比較すると→1,060円の負担減
- 長寿医療制度=119,740円
- 川越市国保=120,800円

②保険料の減免や軽減措置があります

前年の世帯の所得に応じて、均等割保険料の7割・5割・2割の軽減があります。

被用者保険の被扶養者であった方には加入後2年間、均等割保険料を5割・所得割保険料を全額免除します。さらに今年度は経過措置として、9月まで均等割保険料を全額免除、10月から来年3月まで均等割保険料を9割軽減します。

●厚生年金を受給している夫と基礎年金を受給している妻、2人世帯の場合（7割軽減）の例



1年間に支払う保険料の計算方法

- ①夫の均等割保険料（10円未満切り捨て）
42,530円×7割軽減該当=12,750円
- ②夫の所得割保険料（10円未満切り捨て）
（167万円－公的年金控除120万円－基礎控除33万円）×所得割保険料率
7.96%=11,140円
- 夫は①12,750円+②11,140円=23,890円
- 妻は均等割保険料のみ12,750円
- 国保と比較すると→740円の負担増
- 長寿医療制度
夫23,890円+妻12,750円=36,640円
- 川越市国保（合算後、100円未満切り捨て）
夫24,650円+妻11,280円=35,900円

*** 保険料の減免や軽減措置について、詳しくは医療助成課または広域連合にお尋ねください。**